

令和2年度

瀬戸内市公営企業会計決算審査意見書

瀬戸内市病院事業会計
瀬戸内市水道事業会計
瀬戸内市下水道事業会計

令和3年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和2年度瀬戸内市病院事業会計決算、令和2年度瀬戸内市水道事業会計決算及び令和2年度瀬戸内市下水道事業会計決算、並びに各証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第23条で定めるその他の書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和3年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫
同 小野田 光

目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	審査の種類	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	1
第6	報告等の表現方法	1
第7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	2
(1)	各事業会計についての総括意見	2
ア	瀬戸内市病院事業会計	2
イ	瀬戸内市水道事業会計	4
ウ	瀬戸内市下水道事業会計	6
(2)	個別意見	7
ア	各事業会計における経営指標について	7
イ	未収金について	14
3	決算の概要	15

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び表中の数値は、原則として、表示単位未満切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」…………… 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」…………… 該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」…………… 負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表記していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和2年度瀬戸内市病院事業会計、令和2年度瀬戸内市水道事業会計及び令和2年度瀬戸内市下水道事業会計に係る決算（決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表）、並びに各証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令第23条で定めるその他の書類（キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された各事業会計の決算、証書類、事業報告書、その他の書類が、関係法令に準拠して作成されているか、計数等が正確であるか、かつ、予算の執行状況は適正であるかについて、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することにより審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和3年6月16日から同年8月24日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算、証書類、事業報告書、その他の書類は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行は、適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 各事業会計についての総括意見

各事業会計についての総括意見は、次のとおりである。

ア 瀬戸内市病院事業会計

① 意見の背景

令和2年度の病院事業会計の経営成績は、827万余円の損失となっている。損失額は、令和元年度に比べ1億2213万余円と大きく減少しているものの、引き続き損失となっている。

本業の医業収支についてみると、医業収益は、入院収益が4645万余円増加し、外来収益が2125万余円減少した一方で、その他医業収益が1億1108万余円増加するなどしており、医業収益全体では、元年度に比べ1億3628万余円増加している。医業費用は、会計年度任用職員制度による増加などで給与費が2737万余円増加するなどしており、医業費用全体では、元年度に比べ3286万余円増加している。結果として、本業である医業損益は1億674万余円の損失となっており、元年度よりも損失額が1億342万余円減少している。

さらに、医業外収益のうち、受取利息配当金について、過去5年間の推移をみると、平成28年度決算では4万余円であったものが、令和2年度では8万余円となっている。

医業損益に医業外収支を加えた経常損失は415万余円で、元年度に比べ1億2440万余円減少している。なお、特別利益に4004万余円計上し特別損失を4416万余円計上しているが、その主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金3990万余円を国から受け入れ、対象職員に給付したものである。

また、資金について、キャッシュ・フロー計算書をみると、現金及び現金同等物の期末残高は9億2947万余円で、元年度に比べ1446万余円増加している。

業務実績についてみると、元年度と比べ、一日平均入院患者数は1.7人増加し、一日平均外来患者数は24.5人減少し、病床利用率は1.6ポイント増加している。

経営判断の指標として、職員給与費対医業収益比率^(注)についてみると、平成28年度の71.2%からやや増減はあるものの令和2年度の62.7%まで下降している。

(注) 職員給与費対医業収益比率 医業収益の中で、職員給与費等の占める割合。ここでの比率は、令和2年度地方公営企業決算状況調査の算定方法に基づく数値を使用しているため、決算書の数値を直接用いたものとは一致しない。

② 意見

病院事業において未収金となっている診療報酬等については、市民負担の公平性を図るため、引き続き、より効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要があるが、徴収が不可能となった債権について債権放棄することができず、長い間債権情報を管理している状況については、債権の管理にも管理コストがかかっていることから、債権に関する横断的な規程等を設けたうえで、一定の条件を満たせば債権放棄等も可能となるよう、速やかに環境を整備する必要がある。

また、少額の資金運用では受取利息配当金を得にくくなっていることから、少しでも多くの利益を得られるように検討が必要である。

なお、2年度決算では、新型コロナウイルス感染症に係る各種補助金等が計上されており、その会計処理の影響等により、年度間の数値の増減や指標等が数年間は単純に比較できない状況となっている。また、3年度についても今後の見通しが不透明な情勢であるが、病院事業においては、外来患者や利用者の獲得、病床利用率の向上により経営成績等が大きく左右されることとなる。そのため、収益拡大に向けた取り組みを継続するとともに、経営成績を圧迫している費用を分析し、抑制に向けた取り組みに努めることが重要となってくる。

地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供できるようにしていくため、また、市民が市民病院に求める役割を安定的に果たしていくために、持続可能な病院事業の経営実現に向け、感染症対策を含めた一層の経営努力をしていく必要がある。

イ 瀬戸内市水道事業会計

① 意見の背景

令和2年度の水道事業会計の経営成績は、6770万余円の利益を確保し、元年度と比べて1229万余円の増加となっている。

営業収益についてみると、その大部分を占める給水収益が7556万余円減少し、6億9049万余円であった。一方、その他営業収益は増加したものの、営業収益全体では、元年度に比べ7304万余円の減少となっている。

営業費用については、減価償却費等が増加した一方で、原水及び浄水費や資産減耗費が減少したことにより、3599万余円の減少となっている。結果として、営業利益は、元年度に比べ3705万余円減の793万余円の赤字となっている。

また、営業外収益については、他会計負担金が3877万余円の増加となっており、支払利息等の営業外費用は、元年度より減少したのとなっている。

さらに、営業外収益のうち、受取利息及び配当金について、過去5年間の推移をみると、平成28年度決算では220万余円であったものが、令和2年度では111万余円となっている。

業務実績についてみると、年間総配水量は5,022,424 m^3 であり、元年度に比べ1.65%減少、年間有収水量は4,039,426 m^3 で元年度に比べ0.32%増加した。

経営判断の指標のうち、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標として有収率と、管路の老朽化度合いを示す指標である管路経年化率と、管路の更新ペースや状況を把握する指標である管路更新率をみると、有収率については、元年度と比べて1.6ポイント高い80.4%となっている。管路経年化率は、平成28年度は13.7%に対し令和2年度は27.5%となっている。また、管路更新率は、平成30年度の1.93%に対し令和2年度は0.95%となっている。

② 意見

水道事業において未収金となっている水道料金等については、市民負担の公平性を図るため、引き続き、より効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。また、徴収が不可能となった債権について債権放棄することができず、長い間債権情報を管理している状況については、債権の管理にも管理コストがかかっていることから、債権に関する横断的な規程等を設けたうえで、一定の条件を満たせば債権放棄等も可能となるよう、速やかに環境を整備する必要がある。

また、少額の資金運用では受取利息及び配当金を得にくくなっていることから、少しでも多くの利益を得られるように検討が必要である。

そして、管路経年化率からみると、漏水事故の発生リスクによる有収率の低減対策や、今後の南海トラフ地震の発生等に備えて管路の耐震性を強化することなどの面から管路更新率が課題となってくる。

有収率、管路経年化率及び管路更新率を併せてみると、老朽した管路が多く、管路更新が進んでいない傾向があり、漏水等が発生し有収率が低下している可能性がある。管路の耐震性や経過年数による劣化状況などを分析し、管路の戦略的な更新を検討する必要がある。

なお、2年度の決算では、新型コロナウイルス感染症に対する生活支援策の一環として営業収益に計上する水道料金の基本料金の減免を実施し、その補填として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しているが、会計上、この交付金は営業収益に計上されないものとなっている。そのため、年度間の数値の増減や指標等が数年間は単純に比較できない状況となる。今後もこれを勘案して経営の評価を行う必要があることに留意が必要である。

上水道は、豊かな市民生活を支える重要なライフラインの一つであり、生活に欠かせないものである。安全で安心な水の供給をするために、健全で持続可能な事業経営の推進を達成できるよう引き続き検討していくことが必要である。

ウ 瀬戸内市下水道事業会計

① 意見の背景

令和2年度の下水道事業会計の経営成績は、3億8886万余円の損失となっており、元年度と比べて2533万余円改善されたものの、引き続き多額の損失となっている。

営業収益についてみると、他事業負担金が136万余円減少するなどした一方で、使用料が1013万余円増加するなどしており、営業収益全体では、元年度と比べ865万余円増の2億4855万余円となっている。

営業費用については、減価償却費等が減少し、元年度より2198万余円減の10億2185万余円となっている。結果として、営業損失は元年度に比べ3064万余円減の7億7329万余円となっている。

また、営業外収益は、6億3379万余円となっており、元年度と比べて976万余円の減少となっている。営業外収益の大部分を占めるのは、一般会計繰入金と長期前受金戻入で、一般会計繰入金については400万余円の増、長期前受金戻入については1350万余円の減となっている。

営業外費用は、2億4936万余円となっており、元年度と比べて446万余円の減少となっている。営業外費用の大部分を占めるのは、支払利息2億1556万余円である。

経営判断の指標のうち、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを表した指標である経費回収率をみると、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況となっている。

② 意見

昨年度も述べたが、2年度における下水道事業会計は、営業収益のほとんどを企業債の利息の支払いに充てていると言わざるを得ない状況となっている。このような状況が継続し、管路、設備等が老朽化した場合、現在、3億円程度の一般会計からの繰入金が今後増加することが予想され、市の財政にも大きな負担となっていくこととなる。

したがって、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減を検討すべきであると同時に、今後、どのように使用料収入の増加が見込めるのかなども含め長期的な検討を行いつつ、老朽化する管路、設備等の更新経費に充てる財源の確保等、経営を継続していくための分析を行い、経営を行う必要がある。

(2) 個別意見

ア 各事業会計における経営指標について

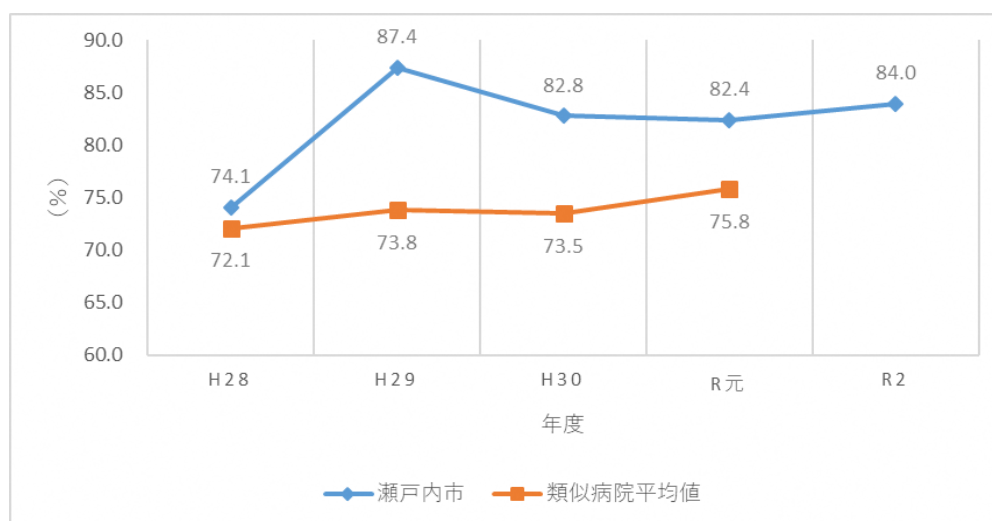
各種の経営指標の中から抽出して経営状況の審査を行った。

① 瀬戸内市病院事業会計

病院事業会計については、病床利用率と職員給与費対医業収益比率について、過去5年間の推移、総務省が病床区分及びその病床数等により類似と区分した病院（以下「類似病院」という。）の平均値との比較を行った。

病床利用率は、年延入院患者数を年延病床数で除したものであり、病院の施設が有効に活用されているかを判断する指標となる。病床利用率は、おおむね83%前後で推移しており、本市は、類似病院の平均値よりも高くなっている（図1参照）。

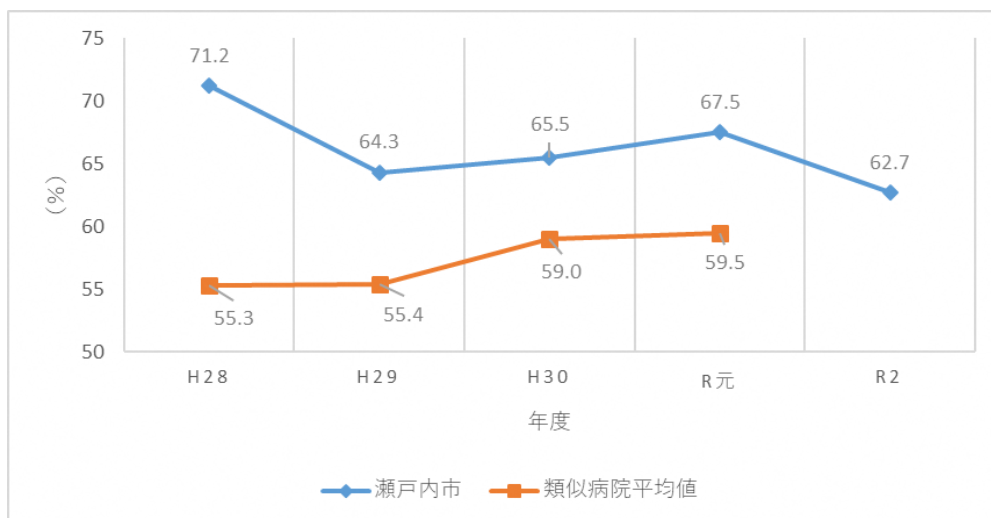
図1 病床利用率の推移



注：類似病院平均値は、総務省経営比較分析表（令和元年度決算）による。なお、令和2年度数値については、現時点では未公表のため表示していない。

職員給与費対医業収益比率は、職員給与費を医業収益で除したものであり、医業収益の中で職員給与費が占める割合を示す指標である。本市は、やや増減はあるものの平成28年度の71.2%から令和2年度の62.7%まで下降しているが、類似病院の平均値よりも高くなっている（図2参照）。

図2 職員給与費対医業収益比率の推移



注：類似病院平均値は、総務省経営比較分析表（令和元年度決算）による。なお、令和2年度数値については、現時点では未公表のため表示していない。

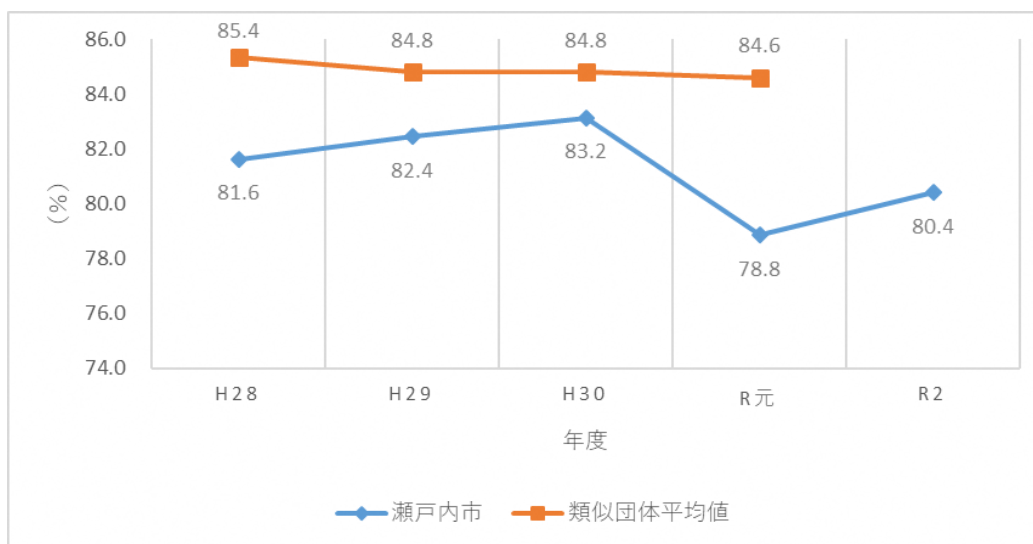
病床利用率と職員給与費対医業収益比率を併せてみると、本市は、病床利用率、職員給与費対医業収益比率は類似病院の平均値よりも高い状況となっている。この状況は、病床数に見合う職員配置による経費が生じているにもかかわらず、それに対応する診療収入が得られていない可能性がある。

② 瀬戸内市水道事業会計

水道事業会計については、有収率、管路経年化率及び管路更新率について、過去5年間の推移、総務省が給水人口規模により類似とした団体（以下「類似団体」という。）の平均値との比較を行った。

有収率は、年間総有収水量を年間総配水量で除したものであり、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。本市は、類似団体の平均値よりも低く、年度により増減はあるものの、平成28年度の81.6%に対し令和2年度は80.4%となっている（図3参照）。

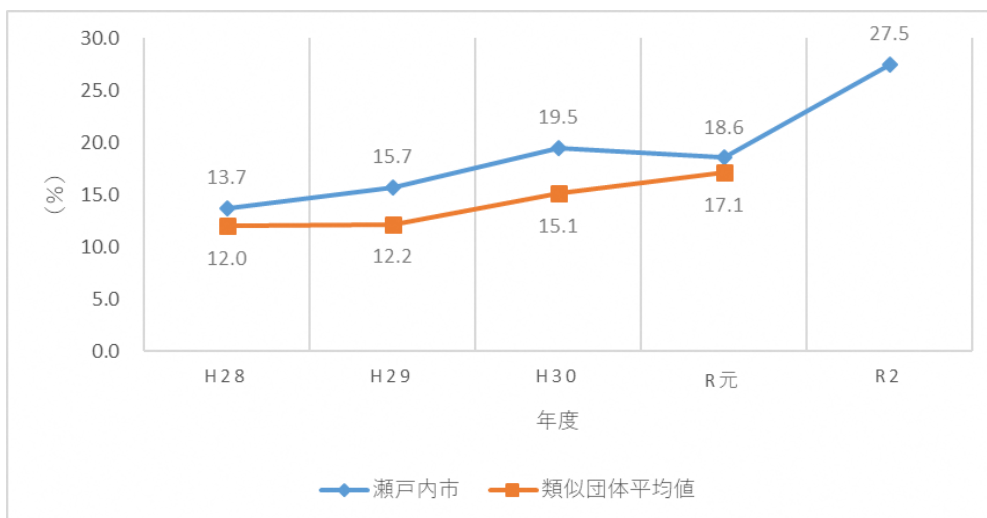
図3 有収率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和元年度決算）による。なお、令和2年度数値については、現時点では未公表のため表示していない。

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長を管路延長で除したものであり、管路の老朽化度合いを示す指標である。本市は、類似団体の平均値よりも高く、平成28年度の13.7%に対し令和2年度は27.5%と上昇している（図4参照）。

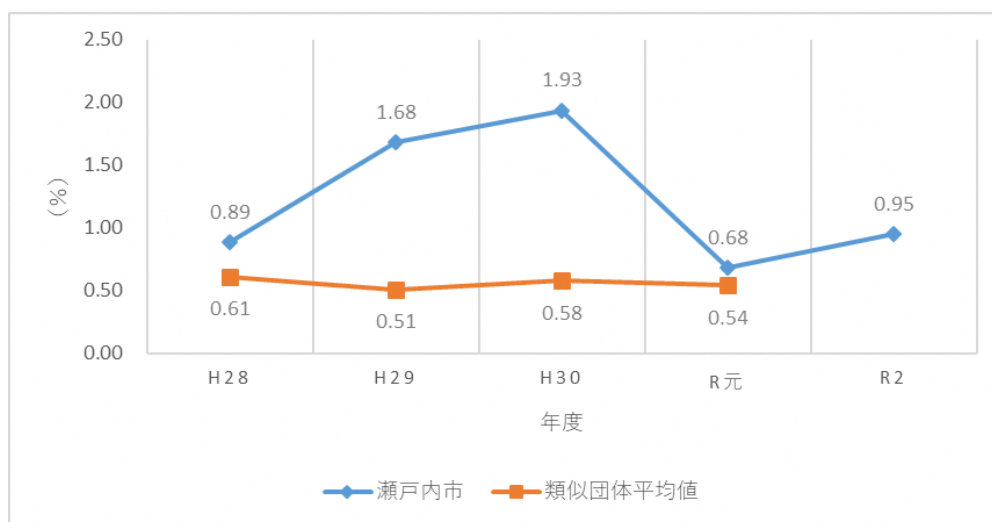
図4 管路経年化率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和元年度決算）による。なお、令和2年度数値については、現時点では未公表のため表示していない。

管路更新率は、管路延長に占める当該年度に更新した管路延長の割合であり、管路の更新ペースや状況を把握する指標である。本市は、類似団体の平均値よりも高く、年度により増減があるものの過去5年間の最高値である平成30年度の1.93%に対し令和2年度は0.95%と下降している（図5参照）。

図5 管路更新率の推移



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和元年度決算）による。なお、令和2年度数値については、現時点では未公表のため表示していない。

有収率、管路経年化率及び管路更新率を併せてみると、市は、管路の更新工事は類似団体よりも多く行っているが、老朽した管路が類似団体よりも多いため漏水等が発生し有収率の減少につながっている可能性がある。

管路等の更新工事を行わなければ、目先の経費を削減することは可能であるが、有収率の低下により収益の低下を招くとともに、更新工事という経費負担を後年度に先送りすることになるため、老朽した管路等の計画的な更新と、漏水調査による漏水の早期発見・早期修理を行うなど、経営改善に努めていく必要がある。

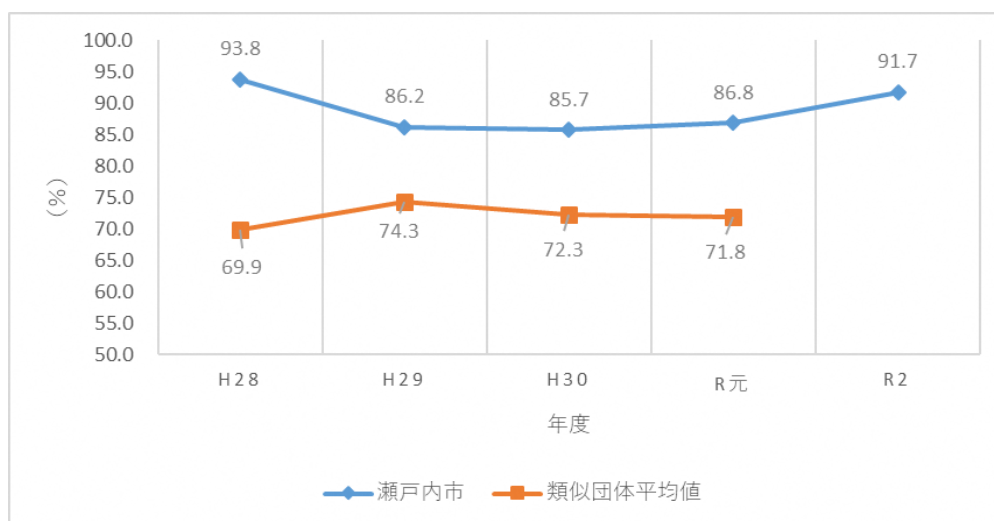
③ 瀬戸内市下水道事業会計

下水道事業会計については、経費回収率について、過去5年間の推移、総務省が供用開始後年数等により類似とした団体（以下「類似団体」という。）の平均値との比較を行った。

経費回収率は、汚水処理費のうち下水道使用料が占める割合であり、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である。

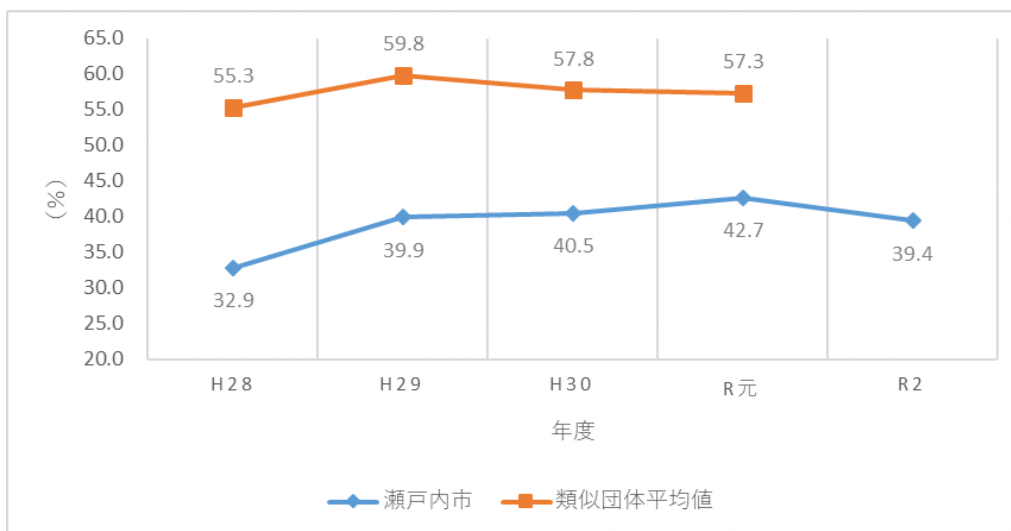
特定環境保全公共下水道事業については、本市は、平成28年度から90%前後の推移となっており、類似団体の平均値を上回っている。農業集落排水事業については、平成28年度から40%前後で推移しており、類似団体の平均値を下回っている。漁業集落排水事業については、20%前後で推移しており、類似団体の平均値を下回っている（図6～図8参照）。

図6 経費回収率の推移（特定環境保全公共下水道事業）



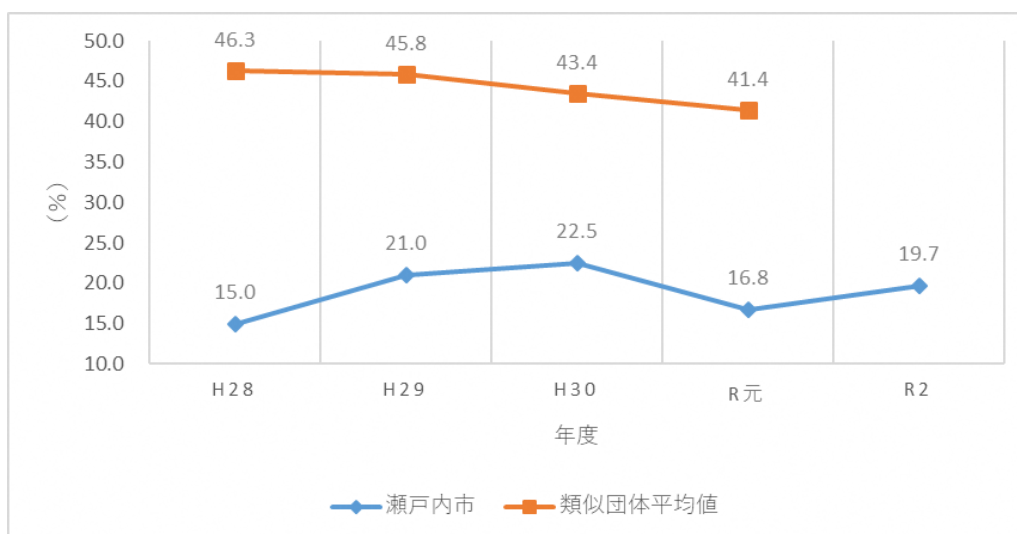
注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和元年度決算）による。なお、令和2年度数値については、現時点では未公表のため表示していない。

図7 経費回収率の推移（農業集落排水事業）



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和元年度決算）による。なお、令和2年度数値については、現時点では未公表のため表示していない。

図8 経費回収率の推移（漁業集落排水事業）



注：類似団体平均値は、総務省経営比較分析表（令和元年度決算）による。なお、令和2年度数値については、現時点では未公表のため表示していない。

市の経費回収率が、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っていることは、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを示しているため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

イ 未収金について

地方自治法（昭和22年法律第67号）によると、債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とし、権利の時効による消滅は、他の法律に特別の定めがある場合は、その法令の規定によるものとされている。また、債権の放棄は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決によるとされている。

市の債権は、公法上の債権と、私法上の債権（以下「私債権」という。）に分類されるが、私債権の権利の時効による消滅は民法の規定によるものとなり、時効の完成等はしても、当事者が時効の援用をしない限り、債権の消滅はしないもの（以下「長期未収債権」という。）となる。

令和2年度の各事業会計の審査に当たり、未収金計423,061,131円のうち、長期未収債権を確認したところ、表1のとおり、779人、計25,785,674円となっていた。

市は、これら長期未収債権を管理するに当たり、市民負担の公平性を図るためには、債権について、適正に徴収を行うことは当然である。一方、平成30年度瀬戸内市公営企業会計決算審査意見書でも意見したところであるが、令和2年度決算審査段階でも私債権に係る債権管理に関する規程等がないことから、徴収が不可能な債権について、不納欠損処理がされず、長期間その債権情報を管理する状況が見受けられ、職員の事務負担増や効率性を阻害している。

したがって、市は、適正に徴収を行うとともに、債権に関する横断的な規程等を設けたうえで、一定の条件を満たせば、債権放棄等も可能となるよう、速やかに環境を整備する必要がある。

表1 未収金状況一覧表

事業会計名	時効対象者(人)	時効対象金額(円)
病院事業	200	7,693,625
水道事業	579	18,092,049
合計	779	25,785,674

3 決算の概要

令和2年度における各事業会計の経営成績は、病院事業会計が827万余円の損失、水道事業会計が6770万余円の利益、下水道事業会計が3億8886万余円の損失である。

また、企業会計3会計全体では、総資産が444億7667万余円で、前年度末と比較すると6億5342万余円増加している。未処理欠損金の額は、22億9092万余円で、前年度末と比べると2億5943万余円増加している。

なお、その他財政状態等の概要は表2のとおりとなっている。

表2 公営企業会計決算状況一覧

(単位:千円)

	病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計	合計	令和元年度	平成30年度	
経営成績	収益	1,802,919	849,198	882,354	3,534,472	3,412,915	3,358,715
	営業収益	1,642,290	710,375	248,556	2,601,223	2,529,328	2,486,849
	営業外収益	158,490	138,823	633,797	931,111	883,586	871,866
	病児病後児保育収益	2,138	-	-	2,138	-	-
	費用	1,807,076	758,771	1,271,217	3,837,064	3,889,720	3,783,549
	営業費用	1,749,040	718,306	1,021,853	3,489,200	3,514,316	3,426,839
	減価償却費	190,081	300,086	729,080	1,219,248	1,234,839	1,228,669
	営業外費用	56,046	40,464	249,363	345,875	375,404	356,710
	病児病後児保育費用	1,988	-	-	1,988	-	-
	営業損益	△ 106,749	△ 7,931	△ 773,296	△ 887,977	△ 984,987	△ 939,989
経常損益	△ 4,157	90,427	△ 388,862	△ 302,591	△ 476,805	△ 424,833	
特別損益	△ 4,118	△ 22,720	-	△ 26,838	△ 12,397	△ 41,068	
純損益 (A)	△ 8,275	67,707	△ 388,862	△ 329,430	△ 489,202	△ 465,902	
財政状態	資産	4,047,395	13,753,364	26,675,919	44,476,678	43,823,257	44,285,877
	有形固定資産	2,622,755	12,343,673	26,138,751	41,105,179	40,604,436	40,250,208
	現金・預金	929,479	903,944	482,100	2,315,524	2,168,188	2,988,034
	負債	2,843,051	6,673,078	24,295,647	33,811,777	33,903,446	34,746,305
	企業債	2,076,903	3,482,657	13,742,483	19,302,044	19,484,302	19,509,712
	資本	1,204,343	670,923	2,380,272	4,255,539	9,919,811	9,539,572
	資本金	1,818,340	6,416,378	4,362,110	12,596,829	11,458,168	10,587,202
未処分利益剰余金 (△未処理欠損金) (B)	△ 615,071	305,985	△ 1,981,838	△ 2,290,923	△ 2,031,493	△ 1,552,290	
前年度末未処分利益剰余金 (△未処理欠損金) (C)	△ 606,795	168,278	△ 1,592,976	△ 2,031,493	△ 1,552,290	△ 1,086,387	

(注) 1 水道事業会計は、前年度末未処分利益剰余金に次の処分をしたため、B=C+Aとならない。

減債積立金の積立 2000万円

建設改良積立金の積立 6000万円

建設改良積立金の取崩 2億1000万円

2 営業の表記は、病院事業においては、医業と読み替える。

